

一般社団法人日本外食品流通協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和 6 年 1 2 月 2 0 日
一般社団法人日本外食品流通協会

1. 令和6年度フォローアップ調査概要

- ・ 調査期間：令和6年9月30日～令和6年10月31日
- ・ 調査企業：日本外食品流通協会の会員企業74社を対象
- ・ 回答企業：10社
- ・ 回答率：13.5%

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格決定方法

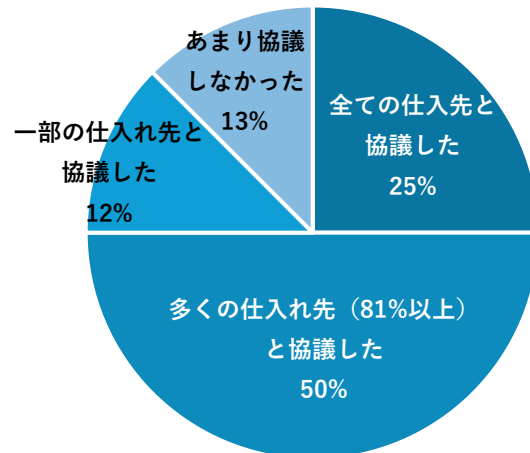
発注者側として

- ✓仕入先との単価決定協議については回答者の75%が8割以上の仕入先と実施している。（※下記グラフ参照）
- ✓労務費をはじめとする価格転嫁について
 - ・50%の企業の経営者が関与している。
 - ・63%が協議の場を設けている。
- ✓コスト変動の価格反映
 - ・コスト全般について75%が概ね以上反映できている。
 - ・労務費の変動について75%が概ね反映できている。

受注者側として

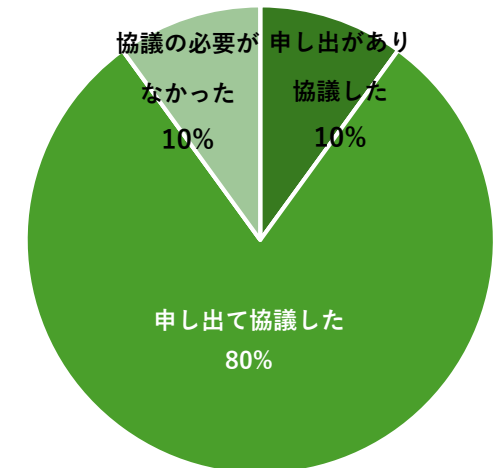
- ✓販売先との単価決定協議については90%が実施している（※下記グラフ参照）がそのうち89%が当方より申し出ている。
- ✓労務費をはじめとする価格転嫁について必要がある場合は63%が協議できている。そのうち全ての協議が当方からの申し出となっている。

Q3（発注側） 協議の実施状況 回答別比率



※以下の選択肢は回答比率0%
・全く協議しなかった

Q5（受注側） 協議の実施状況 回答別比率



※以下の選択肢は回答比率0%
・申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
・協議を申し入れることができなかった

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②支払条件

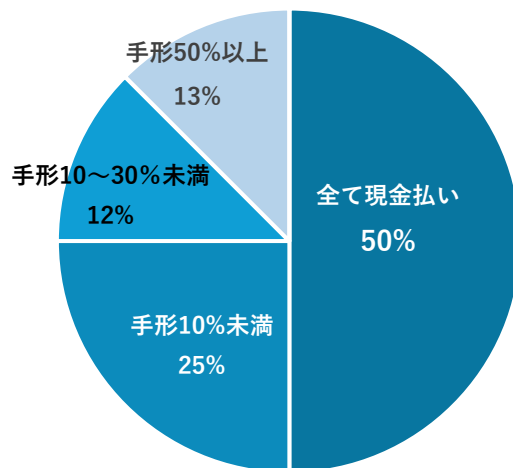
発注者側として

- ✓仕入先に対し50%の企業で手形での支払いが発生している。（※下記グラフ参照）
- ✓手形の支払いサイトは回答企業全てが60日以内となっている。

受注者側として

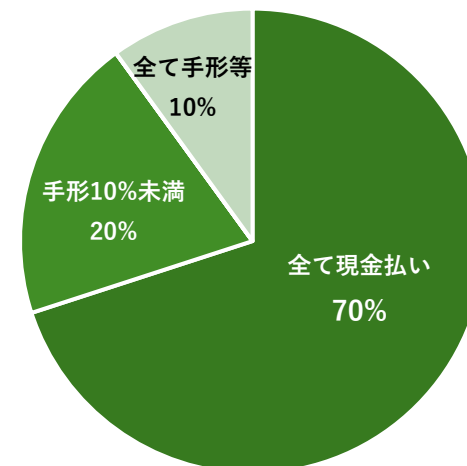
- ✓販売先の支払いについて30%の企業で手形での支払いが発生している。（※下記グラフ参照）
- ✓手形の支払いサイトは60日以内が33%、90日以内は67%となっている。

Q8（発注側）
手形での支払い
状況。
回答別比率



※以下の選択肢は回答比率0%
・手形30~50%未満
・全て手形等

Q10（受注側）
手形での代金受け
取り状況。
回答別比率



※以下の選択肢は回答比率0%
・手形10~30%未満
・手形30~50%未満
・手形50%以上

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

今後の対応課題

②原価低減要請・協賛金等④知的財産への対応⑤働き方改革への対応

②原価低減要請・協賛金等

発注者側としては回答企業すべてが「要請を行っていない」か、「徹底している」との回答。

受注者側としては22%の企業が客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたとの回答。

④知的財産への対応

発注者側としては67%が該当取引が無く、あった場合ではその全てが取組を実施した。

受注者側としては知的財産等を保有する企業のうち未実施が50%となっている。

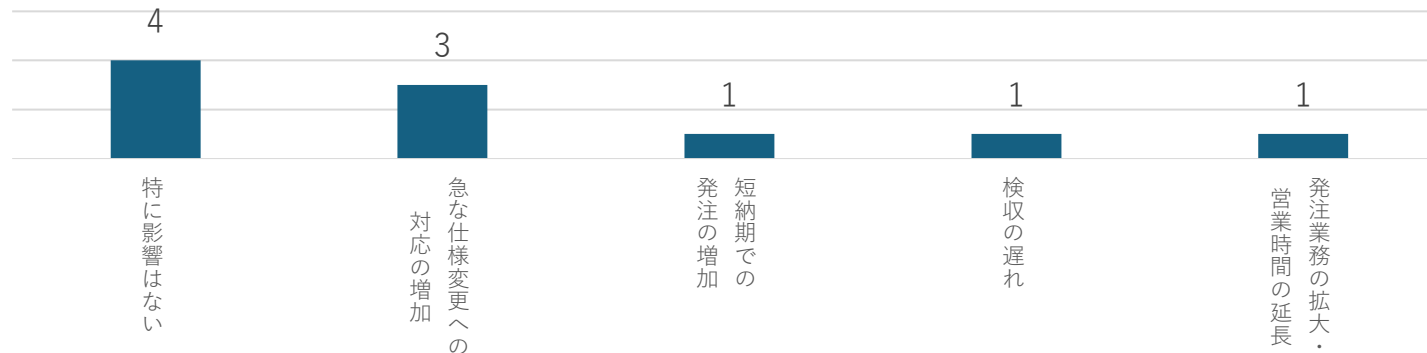
⑤働き方改革への対応

発注者側としては該当取引が無かったか、徹底しているという回答となっている。

受注者側としては急な仕様変更の対応の増加や、短納期での発注の増加等の回答があった。

※下記グラフ参照

Q15（受注側）
販売先対応の結果
受けた結果
（回答件数）



3. 令和6年度フォローアップ調査今後の取組

分析結果の課題と今後の取組【今後の対応課題】

【今後の対応課題】

< 課題と取組 >

- (1) 回収率が低いこと、基礎調査の各層の浸透状況の調査結果では浸透・徹底が不十分であること、パートナーシップ構築宣言の公表の回答がないことから経営トップを含めた会員全体に適正取引の推進に向け普及啓発を行い、問題意識を高め、適正取引の取組を推進する。
- (2) 回答数は少ないものの発注側として労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に沿った価格決定を概ね行っているが、受注者側事業者調査票の受注者側6の回答で労務費転嫁に関して、協議を申し入れることができなかったとの回答もあり、コストの反映に向けた協議が十分でないことも伺える。

3. 令和6年度フォローアップ調査今後の取組

分析結果の課題と今後の取組【今後の対応課題】

【今後の対応課題】

< 課題と取組 >

- (3) 受注者側事業者調査票の発注側6の①貴社が順守できた項目のうち、
- 1 : 国・地方公共団体や中小企業の支援機関の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報収集する
 - 2 : 価格交渉において、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額や上昇率など公表資料を用いる
- について、実施数が少なく、取組として認識されていない可能性があるの
で、「労務費の価格交渉の指針」にある国・地方公共団体や中小企業の支援機関
の相談窓口の支援や公的資料の活用などを周知し、発注者側とのコミュニケー
ションを深める取組を推進する。